

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 自動車税種別割における徴収猶予制度

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、都税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 以下の①②をいずれも満たす方が対象となります
 - ① 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

徴収猶予

- 上記の「特例制度」のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、通常の徴収猶予制度があります。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

徴収猶予制度の申請先

自動車税種別割の徴収猶予制度については、
都税総合事務センター総務課納税班（03-5946-6804）にご相談ください。

【参考】東京都主税局新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 URL
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new_virus.html



東京都主税局